

平成21年度定期監査（1）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（1）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、西山きよたか前監査委員および岩崎典子前監査委員が本監査の執行に関与し、小川けいこ監査委員および宮原義彦監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成21年4月17日から同年6月2日までの間において実日数14日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

（3）監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、報告書や精算書の確認を十分に行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。また、権限を超えた契約、不当な分割契約がなされていないか。

（4）監査対象部課

ア 健康福祉事業本部 経営課

イ 健康福祉事業本部 福祉部

（ア）地域福祉課

（イ）高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・東大泉敬老館

（ウ）介護保険課

（エ）在宅支援課

（オ）障害者施策推進課（以下の施設を含む。）

・福祉園 2 園 関町、光が丘

(カ) 障害者サービス調整担当課

(キ) 練馬総合福祉事務所

(ク) 光が丘総合福祉事務所

(ケ) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部 健康部

(ア) 健康推進課

(イ) 地域医療課

(ウ) 生活衛生課

(エ) 保健予防課

(オ) 豊玉保健相談所

(カ) 北保健相談所

(キ) 石神井保健相談所

(ク) 大泉保健相談所

(ケ) 関保健相談所

エ 健康福祉事業本部 児童青少年部

(ア) 子育て支援課 (以下の施設を含む。)

・児童館 2 館 平和台、東大泉

・学童クラブ 10 か所 大泉小、開進第一小、東大泉児童館、東大泉児童館第二、大泉第六小、開進第四小、仲町小、開進第四小第二、石神井西小、大泉第二小

(イ) 計画調整担当課

(ウ) 保育課 (以下の施設を含む。)

・保育園 16 園 豊玉第二、東大泉、関町、平和台、桜台、谷原、上石神井第二、南田中、貫井、南田中第二、氷川台、上石神井第三、豊玉第三、東大泉第二、桜台第二、豊玉第四

(エ) 青少年課 (以下の施設を含む。)

・秩父青少年キャンプ場

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

○工事請負契約に係る契約事務の適正化について (指摘事項)

福祉部高齢社会対策課の関町特別養護老人ホーム外構改修工事において、関係書類を確認したところ、当該 2 件の工事は一括して契約すべきものであり、この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とすべきものであった。

当該工事は、同一業者に対して同日に発注されており、工期および検査日とも同じ日であった。工事の内容は特別養護老人ホームの敷地内外のインターロッキングの陥没部分の修繕および敷地外については、道路との接触部分のL型溝の撤去新設を含む工事であった。当該工事を施設の敷地の内外で分ける必要性は認められない。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。

(福祉部)